

ご留意ください

京都木材規格と京都木材加工ネットの登録資格について

京都木材規格 事業体登録資格につきましては、平成 26 年 8 月と平成 27 年 1 月の一般社団法人京都府木材組合連合会 理事会にて、変更が決定しました。

京都木材規格 登録資格

<運営要領より抜粋>

1. **「京都木材規格認定事業体」となることは「京都木材加工ネット登録事業体」となることと同義とする（同時登録）。**

2. 「京都木材規格認定事業体」及び「京都木材加工ネット登録事業体」の参加資格
 - (1) 合法木材供給事業者
 - (2) 京都府内産木材認証制度取扱事業体
(京都市内においては京都市木材地産表示制度の「生産事業体」含む)
 - (3) **一般社団法人京都府木材組合連合会の正会員**
但し、京都府内に本店又は本店機能(意思決定機能、管理機能があり、京都府で法人税納付等)を有する支店等がある事業体とする。